

文書番号	イグルー25
版番号	15 版
発効日	2013.4.1
改正日	2025.5.1

運 営 規 程

(指定訪問看護)

(美吉野園訪問看護ステーション)

社会福祉法人綜合施設
美 吉 野 園

承認	確認	作成

訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人綜合施設美吉野園が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、ステーションは、訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2、ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3、ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
4、ステーションはサービスの充実と効率化を図るため、ステーションのサテライトを置き、一体的な事業を提供することとする。

(事業の運営)

第3条 1、ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2、ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	所在地
美吉野園訪問看護ステーション	奈良県吉野郡大淀町下渕 887-2
美吉野園訪問看護ステーション IN 天川（サテライト）	奈良県吉野郡天川村沢谷 60 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：看護師 2.5名以上（常勤換算）〔内 サテライト 1名以上（常勤換算）〕
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、精神支援、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1、ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に、個人の負担割合に応じて徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2、ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、以下の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000 円
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。1km毎 30 円

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、次の通りとする。

名 称	実施地域
美吉野園訪問看護ステーション	大淀町
美吉野園訪問看護ステーション IN 天川（サテライト）	天川村

(相談・苦情対応)

第13条 1、ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2、ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 1、ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3、ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

- 第15条 ステーションは、虐待防止に関する責任者の設置、委員会の開催、職員に対する虐待防止のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

(差別解消)

- 第16条 ステーションは「障害者差別解消法」に基づき、利用者に対して不当な差別的扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。

(ハラスメント対策の強化)

- 第17条 適切な、指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(身体的拘束等の適正化)

- 第18条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(感染症や災害への対応)

- 第19条 1、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを図るため委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などを行います。
- 2、業務継続に向けた取り組みを図るためBCP計画を作成、研修実施、訓練などを行います。

(個人情報の保護)

- 第20条 1、事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。
- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 1、ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後3か月以内の初任研修
- (2) 年3回程度の業務研修
- 2、ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、平成24年8月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。